

第 2 回

ホームレスの自立支援等に関する 推進計画策定委員会

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

午前10時02分開会

岩田委員長 それでは、定刻になりましたので、第2回のホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会を開催いたします。

それでは、初めに、事務局よりお願いいたします。

生活福祉課長 それでは、きょうの委員の出欠状況でございます。岡部副委員長がちょっと遅れてみえるということで、8名の出席をいただくこととなります。要項6条第2項に基づく定数を満たしているということをご報告させていただきます。

岩田委員長 それでは、続きまして、本日の資料の説明をお願いいたします。

生活福祉課長 委員長、その前に、前回第1回の会議でちょっと、例の新型インフルエンザの関係で欠席をさせていただきました、きょう、島保健予防課長が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

保健予防課長 予防課長の島と申します。よろしくをお願いいたします。

生活福祉課長 すみません座ったままでご説明をさせていただきます。

岩田委員長 はいどうぞ。

生活福祉課長 きょう、お手元のほうに資料を2つをご用意をさせていただいております。資料1で課題からみた支援事業の仕組み、それから資料2でホームレス対策にかかる要望書でございます。主に資料1、課題からみた支援事業の仕組みを、まず少しお時間をいただいてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

第1回の会議の後に、委員の皆様からご意見をいただきたいということでご協力をいただきありがとうございました。それらの中から意見をまとめさせていただき、また、それに対する現状、それから方向性を、現時点での新宿区、また東京都、それから23区の動きなどをまとめさせていただいたものでございます。

では、順次ご説明をしたいというふうに思います。

3つの視点というふうに書かせていただいておりますけれども、中段以降でございますけれども、大規模なターミナルと繁華街、ホームレス問題を新宿区としては避けて通れないという状況の中で、これまでの施策を評価検証し、限られた資源の有効活用、また相談体制、アフターフォローの整備、それから制度のネットワーク、そういった大きな3つの視点から検討、まとめをさせていただいております。

まず、委員からの意見でございますけれども、まずハード面で、多機能一体型の緊急一時保護センター・自立支援センターの設置といったようなご意見がございました。中に機能と

しては、たまり場的な機能を設けるべきではないのか。それから施設としては、過去にも例がございますけれども、廃校になった学校などの利用もというようなご意見もございました。

それから、2番目として、借り上げ住宅型の「自立援助ホーム」の設置ということでございます。このご意見の中には、現在の状況は量的と言いましょか、景気の動向、それから質的变化に十分対応できないような施設の状況があるのではないのか。新宿区としては、後藤委員のほうにもお願いをしておりますけれども、自立支援ホーム的な相談機能をあわせ持った宿泊をお願いをしているというような状況の中で、大規模な施設というよりも、20戸とか、小規模な施設を確保する。その確保するということについては、いわゆる分散設置をすということ、設置に対するハードルが低くなるのではないのかといったようなご意見もございました。

それから、要介護状態に特化した施設の設置という、要介護状態ということだけではないんですけれども、就労自立が難しいといわれるホームレスに対する施設、それと、何らかの形で傷病を抱えている、とりわけ精神疾患を抱えているホームレスに対する対応などということでございます。

それから、ご意見の中には、大規模公園内にプレハブを時限的な対応として設置をというようなご意見もございました。

それから、施設の機能分担という視点から、生活保護の決定待ち、それから厚生関係施設の待機ということもございます。それと非生活保護施設といったような機能分担の明確化をするべきではないのか。具体的に申し上げますと、集合型の民間宿泊所と、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、借り上げの住宅型の利用形態なども少しメリハリをつけてというようなご意見でございました。

現状でございますけれども、新宿区では、自立支援ホームを2戸、これも笠井委員のほうにもちょっとお願いをしておりますけれども、原則3カ月の利用で生活や就労を集中的に行って、一般アパートへの転宅を目指している。利用者の状況を見ますと、比較的就労意欲が高く、年金を一定程度受給している者には非常に効果的な仕組みなのかなというように思っております。現状を申し上げますと、平均年齢で52.4歳という状況でございます。そのうち、生活保護に至ることなくアパートに転宅した者が11、残念ながら失踪した者、その他と、他の施設にというような状況でございます。

それから、2番目として、都区共同事業の自立支援システムでございますけれども、各ブロックごとに緊急、それから自立支援センターを設置しておりますけれども、新たな仕組み

として、緊急25床、自立支援センターを45床、それと自立支援住宅を50戸を標準として確保することとしています。

現在、自立支援住宅については、各ブロック10戸整備されております。第一ブロック、千代田、中央、港、新宿でございますけれども、現在、千代田寮ということで、緊急一時保護センターが62床、それから中央寮が自立支援センターが52床、それから新宿は、平成12年から17年で自立支援センター新宿寮を開設しているということでございます。

千代田・中央寮が来年度ちょうど5年間で終了することになりまして、その後、港区に設置することが決まっております。港区に設置する場合には、今申し上げましたような緊急と自立支援センターそれぞれ25、45の70床を確保して設置をするということでございます。

次のページでございます。

新宿は、民間宿泊所新大久保寮でございますけれども、年間を通じて1日8床、8ベッド確保しています。現状は、私のほうで再三申し上げておりますけれども、非常に満床状態に近く困難である。法外の一時利用、それから厚生施設の入所待機、生活保護の決定までの一時宿泊場所、さらに比較的長期の入所者などが混在をしているということでございます。それと、「たまゆら」事故で自立援助ホームやケアつき住宅の整備促進の議論が現在進められているということ。

それと、5番目としては、宿泊所等入所者相談援助事業、先ほどちょっとご紹介申し上げました「スープの会」のほうに委託をしている。住民登録をするということで、地域でのいろいろなサービスが利用できる。ただ、残念ながら、施設面から、ADLが低下している利用者については若干困難性があるのかなといったような状況です。

それと、先ほど大規模公園のところにプレハブ住宅というようなお話しがございましたけれども、実は都区共同事業として、平成16年度から20年度、地域生活移行支援事業、いわゆる3,000円でアパートに入居をするという仕組みでございますけれども、平成20年度まで行っております。新宿中央公園と戸山公園で、新宿区としては400人を超えるテント生活者が利用したということでございます。

それから、方向性でございますけれども、緊急一時保護センター等の大規模施設の設置については、先ほどご説明したとおりでございますけれども、下段のほうでは、各区とも用地問題、それから住民対応などということで、現在計画されている以外の新たな設置の方向を見出すことは非常に難しいのではないかという状況でございます。しかし、現下の厳しい満床状態、利用状況の中で、施設運営方法や入所基準などの見直しが進められているとい

う状況でございます。

具体的に申し上げますと、再利用の基準の見直し、それからアセスメントの適正化、それと、利用期間なんですけれども、先ほど新型自立支援センター25床、45床というふうに規模が小さくなったように見えておりますけれども、それが緊急一時の場合には、現在、原則1カ月のものを2週間でアセスをかけようと、それから自立支援センターでは原則2カ月のものを1カ月、その後ろに自立支援住宅（アパート）を3カ月程度を通過の住居として構えようといったようなことの方針が現状では出されております。

次のページでございますけれども、自立援助ホーム等新たな施策の確保ということです。

それで、1番目としては、現在自立援助ホームや自立支援住宅の設置の方向、先ほど言ったとおりでございますけれども、方向性が示されている。最近になって、民間の支援団体の方たちも、アパートを確保してシェルター的な利用の動きが、新宿ということに限ってなのかちょっと私わかりませんが、新宿ではそのような動きがある。

それから、「たまゆら」を契機として低所得者高齢者に対するケアつき住宅などの検討が進められているということでございます。

それから、施設面の確保ということだけではなくて、やはり入居後のアフターフォローの仕組みの重要性が非常に問われていると。ある支援団体の活動を見ても、さまざまな工夫だけではなくて、就労など関係機関への申請動向でありますとか、区からの通知の読み聞かせと言いましょか、そういったようなきめ細かな動き、行政手続などのパイプ役的な支援を行っているというふうに聞いております。

印のところでございますけれども、集合型がなかなか新たな設置が難しいということで、個別支援型の施設の確保の必要性が言われている。施設規模・設置ルール・運営方法・財政支援などの検討が必要であろう。

それと、国の動きでございますけれども、今回の補正予算の中で、緊急一時宿泊事業の拡充をするというふうに言われております。現在、この件についても、23区、東京都も含めて具体的な仕組みについて検討を進めている段階です。あわせて、総合相談機能の充実も国の補正予算で言っておりますので、これらについても、現在その仕組みについて検討を進めているという状況でございます。

それから、利用者の属性に応じた施設の確保ということで、現在限られた資源が、いろいろな対応が必要な方が混在をして利用しているという状況がございます。ざっくりとホームレスの現在の状況から分けてみますと、いわゆる長期化・高齢化したホームレス、短期的な方

もいますし、比較的高齢な。

それから、 、 、 あたりでは、稼働年齢層で、特に就労疎外要因はない、しかしながら、何らかの要因による就労に時間を要する者、また、身体的・精神的疾患があって、就労自立がもうかなり難しいといったような、大きく分けるとこんなような状況なのかな。ただ、福祉事務所ということで例を挙げますと、手持ち金がなく、住居を失う恐れがあって、その日、その週の生活と住まいに困窮している。非常に難しい状況でもって、切羽詰まった状態で来所されるのかなと。それぞれの累計属性にあった施設の確保、とりわけ、就労というふうに書いておりますけれども、そういったような住居・施設の確保も求められている。

それと、食べる、住まいといったような緊急対応を図る必要もあるということで、現在国のほうでも住宅手当などの動きもございますけれども、そういったような総合的な対応を図る必要がある。

それと、現在23区の中で民間宿泊所との連携を具体化するための課題整理が行われているということ。

いずれにいたしましても、民間宿泊所なども含めた利用実態を十分把握しながら、それぞれの属性にあった施設を確保し、効率的な活用を図る必要があるのかということでございます。

それから、4としては、民間宿泊所等をドヤというふうにもよく言いますが、その施設環境の改善であるとか、23区共通のストック、施設確保が必要なのではないのか。

続きまして、大きなくりの中のソフト面ということですが、1つ目として、各施設の利用方法を福祉事務所に一元化するのではなくて、巡回相談などからの入所などの仕組みも構築してみてもどうかということでございます。

ここのご意見の中には、やはり住居喪失状態をなるべく早く把握をする必要があるのではないのか。それと、それに伴って就労意欲の高いうちに何らかの支援が必要なのではないのかといったようなご意見がございました。行政、我々が持つ施策資源と民間支援団体との連携という 次の巡回相談機能と拠点相談機能の連携も同じなんですけれども、やはり、民間支援団体との連携、それから巡回相談機能の拡充といったような意見も数多く寄せられております。

それから、これまで培ってきた自立支援センターシステムで、とりわけ自立支援センターは就労の面から見るとかなり情報があるといったようなことで、そこでの支援体制の構築がどうなのか。基準づくりであったり、情報の共有一元化、総合化を図るべきだとか。それと

町の中に小さな相談所を設けたらどうなんだ。とりわけ衛生管理の面から見ると、シャワーがちょっと使えるような、そういったような機能があったらいいのではないのか。

それから、困難ケースに対する医療部門との連携ということで、精神の方、それから発達障害、それからアルコールの問題がある。それが、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士など、いわゆる医療機関との連携が必要なのではないのか。

それから民間団体に無料職業紹介資格を持っているところとの求人の開拓。

それから地域クリニック、働いているホームレスもいますので、その後の受診ができるようなというようなご意見もございました。

それから、短期的・集中的な支援体制の確立、ここには人的な手立てがどの程度できるのかということが1つのポイントになるのではないのか。

それと、地域生活移行後のアフターフォロー体制ということで、委員の皆様からのご意見の中には、困ったときの相談所であるとか見守りの体制づくりといったようなご意見がございました。

それと、保証人制度の充実といったようなことも挙がっております。

新宿区では、現状、拠点相談所を開設をしております。食料の提供、シャワー、それから専門的な相談。現在、戸田委員の東京社会福祉士会のほうにお願いをしておりますけれども、やはり、専門性でありますとか、柔軟性、それから継続性、そういったような多様な相談に継続的に対応をさせていただいているのかなということでございます。ただ、相談者の急増をもって、なかなか時間がとれないと、場所的な制約も出てきているということでございます。それと、次のページになりますけれども、新たな他自治体からの相談者も来ているということでございます。

それと、都区共同事業の巡回相談ですけれども、声かけを中心に行っております。かなりきめ細かく巡回をさせていただいておりますけれども、主に昼間ですけれども、区内のホームレスの状況の把握はかなり進んできている。しかしながら、先ほども言いました長期化・高齢化、傷病等を抱えているホームレスに対しては、必ずしも十分な対応ができていない。それと週1回の時間的な制約で緊急対応が困難な場合もあると。

それと、3番目でございますけれども、新宿区には、さまざまな支援団体が相談所であったり、焚き出しを実施をしております。具体的には、その焚き出しや相談所の後に福祉事務所とは医療の適用など必要な支援を行っているといったような状況でございます。

それと、拠点相談でも就労等の支援をしておりますけれども、私どもで、民間の各関係団

体の就労状況というのが現時点で十分つかみきれていない。ただ、福祉事務所では、昨年からは、とりわけキャリアアップハローワーク、ハイジアにありますT O K Y Oチャレンジネットなどと連携を深めているということでございます。

それと、現下の状況でございますけれども、そこに記載をしてあるとおりでございます。年齢も含め、複雑多岐な相談者が急増している。

それと、地域の医療機関ということがありましたけれども、現時点では特に現在の指定病院で大きな問題があるというふうには考えていないということでございます。

方向性といったしましては、拠点相談事業につきましては、現在、拠点相談について都区の間で特段の話し合いが行われているということにはございません。が、新宿区としては、量的・質的な困難な状況から、場所・相談内容等の見直しを、何らかの形で手を加えざるを得ないのかな。また、これは新宿区だけではありませんけれども、各福祉事務所の状況を申し上げますと、法外援護や生活保護適用などで困難な状況があると。

印のところでございますけれども、新宿区1カ所という相談機能でどうなのか、箇所数や広域的な対応の可能性を十分検討していく必要があるのではないのか。

次のページでございますけれども、巡回相談機能の充実ということで、都区共同事業として巡回相談が今現在行われています。今年度からは、休日夜間についても一部対応が可能ということです。それから、国は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、総合相談体制の充実を挙げている。それと、私どもの、これは全くの実感なんです、余儀なくされる恐れのある者も含め、路上生活者に的確な施策、支援情報が十分まだ伝わってない部分もある。そういったような支援情報の提供が必要なのではないのかな。それと、先ほど来申し上げております医療等との連携の強化が必要なのは、巡回相談機能としては、早期発見の視点からも都区共同事業、巡回相談機能の充実のほか支援団体の活動、それから拠点相談機能との連携強化が求められていると。

それと、就労支援と、3番目で他機関との連携強化ということで、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、ハローワーク等との連携。

それから、区も緊急就労支援相談窓口をつくっております。それと、社会福祉協議会わくワークを中心とするところの連携。

それと、国が新たに考えております住宅手当・総合支援資金・つなぎ資金、それらがどのような体制になるのか現在検討中でございますけれども、それらとも連携を図っていく必要がある。今申し上げました区内部の就労でありますとか、貸し付け等の機関、それから国の

就労、ハローワーク、それから他の支援団体等との連携の強化がどのようにあるのかということをご意見を伺いたいというご意見を伺います。

それから、ここには、ちょっとアフターフォローについてもご意見を伺っています。やはり自立支援システム、それから自立支援住宅等の利用者に対するフォローの体制、それと、こういったようなご意見もありました。地域で生活している元ホームレスの人たちが、赤信号ではなくて黄色的なサインを出したときになるべく早くキャッチをするということが必要なのではないのか。ただ、もう来なくていいよとかというような利用者もいるということも現実あるのかなということをご意見を伺います。

それから、その他意見としましては、やはり何と言っても人手不足なのではないのか。

それから、ホームレスのSOS相談みたいな、市民とのネットワークづくりという視点から、専門の窓口を設けるべきではないのか。

それから、会議体も官民一体となった会議体を立ち上げ、その下に小さな単位の連絡調整機能を設けるべきではないのか。

それから、研修や現場交流を進めていく必要がある。

ホームレスという大きなくくりではなくて、就労・医療保険・住宅といった専門分野ごとの会議体も必要なのではないのかということがネットワークということの意見で出されております。

現在、新宿区は、前回の推進計画を策定の際に、自立支援等に関する連絡会、これは区の内部会議でございます。それから路上生活者関係機関の連絡会。それと、現在生活福祉課長と書いておりますけれども、地域の環境問題対策会議や防犯の対策会議には随時参加をしております。その結果、ホームレスに対する理解は少しずつではありますがありますけれども進んでいる。

それと、支援団体等との情報交換、それと、東京都、それから特別区の動きでございますけれども、部課長級でそれぞれ路上生活者対策運営協議会を設け、各ブロックごとに毎年ブロック別の事業推進協議会を設置し運営をしております。

いずれにしても、方向性としては、現状でよしというふうには思っておりませんで、総合的な課題、または分野ごとの課題、それから支援団体、それから施設関係者、医療機関、就労機関、連携を深める必要があるために、その仕組みをどのようにするかということが検討を進める必要があるということをご意見を伺います。

それから、その他の自由意見ということで、若干役割分担の部分にもかかわってきますけれども、東京都・23区は、都区共同事業として事業をやっておりますけれども、新宿など地

域性の違いということがあるのであれば、国と新宿区、東京都と新宿区、それとブロックなど、新たなブロック、枠組みも必要なのではないのか。それと、これもいろいろ議論のあるところでございますけれども、新宿区が独自に施策を展開するということになれば新宿区に集まるという。ただ冒頭申し上げましたとおり、ターミナルですとか繁華街とかを抱えるという新宿区で避けて通れないような状況もあります。で、ホームレスを余儀なくされる恐れのある者が多数存在する地域に重点的な施策を展開する必要もあるのではないのか。ただ、その際にも財源論も含めた新たな考え方、枠組みが求められているのではないのか。

それと、これも委員の皆様から結構多く意見が寄せられておりましたけれども、民間団体との共同ということで、民間力を有効に活用するような大胆で新たな枠組みの実験といたしましょうか、そういったような工夫も必要なのではないのか。例えばということで、囲みの中に書いてございますけれども、拠点として倉庫などを区が用意をし、人件費、人的な部分を民間のボランティア、それから、それに伴う必要な物資を企業なりにも呼びかけるといったような複合的な支援のありようというものも模索をしていくべきなのではないのかといったようなことでございます。

非常に早口で申しわけございませんが、今、資料1の説明でございます。

それと、資料2については、7月10日に、全国自治体ホームレス対策連絡協議会 これ20の団体でございます。が、国に対する要望書としてまとめ上げたものでございます。参考までにお配りをさせていただいておりますけれども、1ページ、2ページの記書き以降のところでは、総括的な事項ということで、主に財政措置の点を触れております。

それから白いの2つ目のところもそうなんですけれども、下から2行目で、国においてもホームレス問題への正しい理解が得られるような啓発活動を行うべきである。

それから、個別的な事項といたしましては、就業の機会の確保に関する事項ということで

す。

それから、3番目といたしましては、自立の支援等に関する事項ということで、総合相談推進事業、それから下から3行目あたりでは、医師、保健師、弁護士等の専門家の対応も必要となっている。

それから、4ページ目のほうに行きまして、そういったような対応についても、いわゆる国庫補助制度上の運用、特段の配慮をお願いしたい。

それから、2つ目でございますけれども、保証人の問題。

の4つ目あたりでは、民間団体による息の長いホームレス自立支援事業への取り組みを

促進するため、地方公共団体との連携・協力、民間団体の自立支援事業に対する支援制度を創設されたい。

それから、無低（無料低額宿泊施設）の関係も触れられております。

それと、最後のページになりますけれども、余儀なくされる恐れのある者の多数存在する地域の問題。それから保健及び医療の確保に関する事項。いったような内容で20団体で要望書を取りまとめているということでございます。

委員長、私からの説明は以上でございます。

岩田委員長 どうもありがとうございました。

今ご説明にありましたように、この資料1というのは、皆様からご意見をいただいたものを中心にして、そこに今新宿区なり、都区共同で行っている事業の実態と、それと一部区としての意見といえますか、をつけ加えたという、いろいろなものがいっぱい入っている資料ということになります。

本日は、この資料1を中心にしまして、皆様に少し自由にいろいろなご意見を出していただきたいということです。

まず、最初に、今のご説明、それ自体に対しての質問がもしもお在りになりましたら、いただきたいと思えます。ご意見はこの後また自由にいろいろな面から出していただきたいと思えますが、ご説明、それ自体で、これはどういう意味かとか、そういうのがありましたら。

その点はよろしいでしょうか。

はいどうぞ。

生活福祉課長 すみません。マイクを使うとき、要求4というのを押していただいて、切るときは終了の5を押していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

岡部副委員長 資料の2のところ、資料1はこれから意見いろいろ出されるかと思うんですが、資料2の20団体というのはどういうことで20団体ということ。これは、手を挙げたところがすべて協議会ということになるのか、何か一定のくくりがあってこの20団体になっているのか。直接的なことではないんですが、この20団体の意味をもし現時点でわかるようでしたらお願いしたいんですけれども。

生活福祉課長 私、経緯までちょっとつかんでおりません。

岡部副委員長 はい、わかりました。

生活福祉課長 笠井委員のほう詳しく……

笠井委員 全国の寄せ場の規模、東京、大阪、名古屋等々、そこら辺の連絡協議会みたいの

かつてあったと思うんですけども、恐らくその拡充版みたいな形になっていると思われます。

岡部副委員長 といいますのは、23区で、後ろのほうにたくさん載っているんですけども、載っていらっやらない区も多数あるものですから、このあたりのところがちょっとどうなのかなというふうに思ったことでちょっと今そういう質問をさせていただきました。

以上です。

岩田委員長 やっぱり多いところなんですよ。もしくは上位と言いますか、県、市のレベルもありますけれども、やっぱりかなりホームレス問題は、集中しているところは問題意識が高いけれども、それ以外は高くないというようなことも片一方ではあるかもしれませんね。ただ、今……そうですね、この連絡協議会は、多分そういうことでつくられていると思いますので。ただ、この間の調査で増えているのは、ここ以外のところが増えていたりもしていますので、こういうのも将来的にはいろいろ変わっていくかもしれませんね。

そのほかで質問ありますか。

それでは、3つの視点ということで、ハードな資源、あるいは相談を含めたソフトな体制、あるいは全体のネットワークの問題という3点で整理していただいておりますけれども、多分それ自体相互に入り組んでいますので、どういう点からでも結構ですからご意見をいただければと思います。

はい、どうぞ。

後藤委員 後藤です。すみません、私ちょっと宿題を忘れてしまったもんですから、ちょっと反省の意味を込めて発言させていただきますが。

ハード面の、先ほど冒頭にちらっと出ていたたまり場的な話しというところと、あと方向性の中で拠点事業の見直しというところ、かつその後の民間団体なんかとネットワークというところを絡めての話しになるんですが、主にはちょっと拠点事業の見直しというところを踏まえて、ちょっと皆さんどういうイメージなのかなというのを共有しておきたいなと思ったんですが、拠点事業というと、我々前々からこう言ってきた覚えがあると思うんですが、例えば、今現時点で実現したような「とまりぎ」さんのようなセンター機能的に、もう路上から直にどっと毎日何百人という人が集まってくる。それはそれで1つの拠点事業として成り立っていると思うんですが、ただ、今後というときに、先ほどの話しにもありましたけれども、路上の先の地域という中でいかに地域に分散していくかというときに、「とまりぎ」的なものはそのまま地域の中に分散していくかという、それはまずあり得ないだろうと。

まずインテークの部分で導入として拠点としての事業にプラスして、その先にある地域という中での住宅街とか、普通の町中にある居場所づくり、先ほどのたまり場というところにも絡んでくるんですが、これを一体としてちょっと検討してもらえるとありがたいななんていうような、具体的に言いますと、今、新宿の社会福祉協議会なんかも、ホームレスとは特に関係ないんですが、今、町のたまり場づくりとか居場所づくり事業というのは非常に熱心に行われていまして、サロン活動なんていう形で随分言われていたりするんですね。実際、我々は「風まちサロン」なんていうのを鶴巻町でやっているんですが、もとホームレスの人がアパートとか宿泊所に移った後に通ってきて、地域住民なんかとそこで交流できる。そこで近隣の小学校ですとか、具体的に言うと鶴巻小学校ですとか、都立山吹高校とのサロンの共同居場所づくりなんていうのも実現したりしているんですね。そういう意味では、町の中にいかに分散していくかという中で、町の中に溶け込んでいくようなたまり場を拠点事業と連携して広めていく。その中で、実は、そこが異業種での小学校とか、地元の医療機関だとか、地域住民との接点としての異業種ネットワークにもつながっていくんじゃないかなと。そういう意味で、ちょっと関連づけてイメージできるといいかななんていうのを少し思いましたけれども、ちょっとここで言われている拠点事業がどうなのかはちょっとわかりませんが。

岩田委員長 どうもありがとうございました。

この拠点事業というのは前回の、第1回の新宿区の推進計画のいわば目玉だったんですね。何か目玉が欲しいということで、巡回だけじゃなくて拠点でやろうというのが多分中心だったと思うんですが。

それで、現在のホームレス施策は、さっきのご説明にもありましたように、あるいは今の後藤委員からの発言にもありましたように、ホームレス状態になる寸前、あるいはなった直後から、さまざまな制度を経て、地域にアパート生活をするようになった以降まで含んだ非常に長い異なったステージの支援計画を組んでいるんですけども、その整理が余りきちんとなっていないと言えはなっていないのかなという感じはします。ですから、相談といっても、今のように、路上からダイレクトに相談に来る場所という意味と、例えば地域生活に戻った人もときどき来たりして、地域でのもっと広い意味でのたまり場的なものというのは、だいぶステージの違う話しというような感じもしますし、それから、例えばいろいろな宿泊施設と言いますか、あるいは施設の位置づけも、さっきかなり、今、短期化して、つまり施設が少ないので、回転を早くして、さらに後ろに今度その受け皿をつくらうという形で、23区の

場合非常に複雑に今なっていますよね。そうすると、ホームレスの人のほうから見ると、たくさんの施設を短期に通過するというイメージで、そのことがどうなのかなという感じもちらっとはするんですね。たくさんふえたホームレス状態の人に対する対応をするために、回転をよくして施設の種類を増やすという側面と、それがどういう効果を持つかという段階、うまく段階に乗っていくのかどうかという側面が多分あると思うんですね。それで、つまりステージの問題と、それから、今の路上にいらっしゃる方たちの分類というのがさっきありましたが、これは、直前の全国調査の中でも示されたんですけども、新規参入グループといますか、新しく路上に来るグループと、それから非常に長期化しこの長期グループというのは比較的高齢層を多く含むということがわかっているわけですが、があって、それから、その中間に制度を繰り返し利用する層があるんですね。それで、繰り返し戻ってくる層ほど制度利用の頻度が高いんです。つまり、制度が効いていない、制度に非常に近いのに効いてないという層があって、これが多分さっきご説明があったようないろいろなホームレス状態だけではない問題がそこにたくさん絡んでいると考えるか、それとも、それらに対して制度が適切に対応できてないというような、多分異なったグループがあるんだと思うんですね。で、つまり今のステージ問題と、既に90年代の初めから、特に新宿の場合は長いホームレス対応の歴史があるわけですけども、その中で、現時点で存在しているホームレスのグループ別の対応というのを少し識別しながら考えていって、それが例えば、さっき言った拠点相談とか巡回相談、あるいは、さまざまな宿泊所や小規模な借り上げ住宅みたいにつくっていくというときも、だれを対象にしてそれをやるのかというようなことを少し整理していかないと、何をやっても中途半端になっちゃうというような、ちょっと感じがしないこともないですね。

はい。

福祉部長 今の岩田先生のお話で、私の方も思っていることがあるんですけども、大体、前からそうなんですけれども、就労支援の部分と、それと福祉施策の部分がいつもごっちゃになっちゃっているんですよ。ですから、今、派遣切りの問題とかありますけれども、ホームレスにまだなっていないような、その手前の人たちにとっては、この間まで仕事をやっているような人たちにとっては、多分、職につけば、それでまたアパートか何か借りられて、それで社会復帰というか、解決しちゃう問題だと思うんです、恐らくはね。だけれども、そういう人たちが、本来でしたらハローワークか何かに行って仕事が見つかればそれでいいんですけども、家がないとか、そういうことになるとなかなか仕事も見つからない。だから

福祉事務所に相談に来たりして、そこで福祉施策と就労施策がごっちゃになっちゃうんですよね。ごっちゃになった状態のままずっと仕分けがつかないで行っちゃうもんですから、自立支援センター的なところへ行っても、そのルールに乗る人たちはそれで行くんでしょけれども、もうそこもそれも箱がないもんですから、必ずしも就労支援に向かないような人たちも一緒に入ってきたりして、ずっとその問題引きずっちゃっているんですよね。私ども、福祉事務所ですから、ハローワーク的なノウハウは持っていませんし、常に就労問題になるとなかなかイメージがぴんとこないところがあって、それで福祉事務所が集まっても、東京都の生活福祉部と話しても、なかなかその部分があつてもクリアできない話しになっちゃって。だけれども、今、やはり、これから有効に限りある資源を使ってやっていくんですから、今、岩田委員長おっしゃったみたいに、その入り口の部分をまずもう少し整理させていただいて、皆さんもそれぞれのお立場で活動されていますけれども、やっぱり自分のイメージされているテリトリーとか、そういうのもあると思うんですよね。そのときに、仕事があれば解決しちゃう人たちに対してはどうなのか。で、多分就労支援だけでは解決しないような人たちもいますから、私どもの立場でいえば、そういう人はやはり生活保護なりをした上で、地域の中で生活していくことを考えていくことになるのかなという気もいたしますし、その辺のイメージづくりというか、あれを共有していく必要がまずあるのかなという気がいたします。

岩田委員長 多分ですね、それ、ひとつ、やっぱり国の行政の縦割りの問題もちょっとあって、私は、ちょっと個人的にですけども、そういう就労のほうのハローワークをもっと使えばいいのという話しは、その担当者から聞いたことあるんですよね。ただ、例えば、チャレンジネットなんかの話しを聞きますと、多分、はっきり分けるのはなかなか難しいところもあって、私が今ちょっと考えているのは、就労中心型か、福祉中心型かという分け方はできると思います。就労中心の場合でも、やっぱり、例えば借金の問題の援助とか、それからやっぱり家の援助とか、地域関係の構築の援助とかというのは必要な人たちがやっぱり総体的には多いんだと思うんですよ、ホームレス化までする場合ですね。つまり社会関係が比較的希薄な場合にホームレスにまで至るような状況になりやすいので、しかし、稼働能力もあり、意欲も高いという場合には、就労中心型支援で福祉が後ろにくっついてくるような、何か... ..それから、いきなり就労といったって、もうとても難しい、その前にやらなきゃならないことがあったり、あるいはもう年齢的にそれは一般就労は幾らなんでも無理だという層、明らかにあるわけですね。こういう場合は福祉中心的アプローチになって、私がちょっと思うのは、ただややこしい問題は、路上にいるホームレスの場合は平均年齢が56歳ぐらいですか

ら、その中間というのがやっぱりできちゃうと思うんです。どっちともしきれないというか、その難しさがもう一つありますね。でも、主に特に今多分相談に来られて若い派遣労働者なんかの失業問題に対応するということに、しかし同時に社会関係の再構築をくっつけていって住宅支援もしようという、こういうやり方のタイプと、それからもう60を過ぎそうというようなタイプと、真ん中にある40代後半から50代ぐらいをどうするかという問題と、多分3層ぐらいに分けてみないと難しいと私は思うんです。ただ、完全にやっぱり類型化は難しいところはありますね。時期の問題がすごく関連してくる。だから、ホームレスになりたての1年未満の人たちに対する就労中心型、だから就労だけじゃだめなんでしょう。就労プラスとか何とかいう、イギリスではよくそういうジョブセンタープラスみたいなのを作りますけれども。だからハローワークに福祉がくっついていく形ですね。ああいうタイプと、むしろ福祉事務所にハローワークがくっついてくるようなタイプを想定されてやったらいいと思うんですけれども。多分区のレベルまで行くと、国のレベルで考えている就労と福祉のジョイントというものより、もう少し落差が大きいんだと思うんですね、連携のありようにしましても。ですから、何かプログラムをそういうもうちょっと明確なイメージを、現実にはかなりそうやっていると思うんですけれども、そういうのをメンバーの方からも出していただいて、類型というのをいつもそのはざまをつくってしまうんですけれども、ある程度イメージとしては持って、それへの最初のアプローチなのか、フォローアップのアプローチなのかということを含めて、整理しないと、資源配置も難しいんじゃないかというふうに考えます。

福祉部長 まさにおっしゃるとおりでして、今、現実的な問題として、国が緊急補正で出していますよね、住宅手当だとか。あれだって、最初にハローワークに行っているのか、ハローワークに行っても相手にされないのか、だから自治体のほうに来るのか。それで、住宅手当は自治体のほうで出さない。ただ就労活動はやっていることを確認しなさいと。それで社会福祉協議会からつなぎ資金を出しますと。非常に不思議なことを言っているわけですよ。いや考え方はわからないではないですけれども、どういう手順でやったらいいのか、私ども自体がさっぱりわからないんです。だから、そういう制度がぽっと出てきちゃうわけですよ。だから、それを現実に整理してやっていかないと。国も恐らく、そこまで多分具体的なイメージを持ってないんですよ。だから、今、質疑とか、疑義照会が殺到している状態だと思いますけれどもね。そういう制度も現実には始まるうとしているわけです。だから、その中で、どういうふうに対応をしないといけないのかというふうに今思っているんですけれども、そんなこともありますので、ぜひその辺は、私どもなりのイメージを持ちたいなと

いうふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

岩田委員長 そうですね。はいどうぞ。

笠井委員 結局、就労中心の施策ということで自立支援センター等で自立支援事業をつくって、そのとき窓口をどこに置くのかという議論の中で、福祉事務所がなぜかしら就労中心の施策であるのにもかかわらず福祉事務所が受け持ってしまったと。そこで、窓口がたくさんあると、相談をする場所がたくさんあると、23区に均等に配置されていると。恐らくそういうことで決まったんでしょうけれども。そこで福祉事務所の中での就労中心の方、福祉中心の方が混在に相談に来ることによって、それで当人の意識も含めてありますから、そこがうまく分類できなかったというようなところも恐らくあるんじゃないかというふうに思うんですよね。だけれども、これも拠点相談もそうですけれども、本人たちも、例えば仕事が欲しいと。近年、この暮れからの状況からすると、若い方々は確実に仕事のニーズが強いですね。もう仕事さえあればいいと。もちろん、そんな中に福祉的要因は含まれていると思いますけれども、仕事のニーズが強い。それに対応するためにハローワークに行きなさいというふうには言うんだけど、実際は行ったとしても対応できない。ジョブステーションに行っても対応はできないと。なぜかという、所持金がないだとか、そういうちょっとしたところで、ちょっとした支援ができないんですよね、その国の機関というのはね。なので結局福祉事務所に戻ってくると。福祉事務所に戻ってきたら、そこでいろいろ福祉的な視点で相談を受けざるを得ないと。そこで何が必要。当人からすれば行ったり来たりと、どっちへ行けばいいのと、というような話しになってしまうので、そこら辺をちょっと整理をして、本人たち、今のまま、特に不況時になると、そういう方々が地方から東京に来る。その大きな要素として仕事が欲しいから東京に来る、新宿に来る。新宿にすれば仕事があるだろうということだけれども、そこを、その仕事を探すためにどうしたらいいのというところがわからない。示していないというところだと思います。そもそも、社会的資源のほうも整備されていないということで、結局、その方々が所持金がなくなってしまって、焚き出しの列に並んで、結局健康を壊して、それで福祉対象に最終的になってしまうと、そういう悪循環に恐らくはまってしまうと思うんです。そこらの最初の整備の問題というのがしっかりとしていく、それとある意味では、現場では見えるわけですよね。我々も日常的に接しているわけですから、古い人、古い人はもう常連さんという形でよくわかるわけですよね。例えば新しい人が焚き出しに来たと、それはもう大体身なりを含めて若い方、年齢層も含めて、どういう方なのかというの、もちろんは話しを聞きますけれども、見て大体わかります。そこら辺に対して

どういふアプローチをするのかというところの具体的なものがないと、なかなかその方々に任せてしまうと、結局は福祉事務所のほうに、ここには拠点相談もあるし、いろいろ相談してくれるだろうという過度な期待といいましょうか、そういうのもあって行ってしまう。支援団体のほうからすると、結局、自立支援事業を利用対象者であろうという方は福祉事務所にやっぱり行ってもらうというふうになりますので、そこら辺やっぱり整理していく必要があるんじゃないかと。例えば、ハローワークに自立支援センターの受け付け窓口があってもいいわけです、逆にね。だからそこら辺ちょっと共同事業の枠内の中で、ちょっと役割分担を含めていくと。過度にやっぱり福祉行政のほうに、このホームレス対策、特に就労を中心としたホームレス対策は、ちょっと集中し過ぎているというようなことはあるんじゃないかというふうに思いますね。

岩田委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 今のお話しにも絡んでなんですが、先ほどのステージ問題というところで言えば、恐らくはインテークといわれるように、導入部分のところのどうかかわりをするかというところなんだろうなと思うんです。おっしゃったように、就労中心とか、福祉中心だとか、いろいろ類型化というのは何らかの形でやっていかざるを得ない。ただ、これって非常に難しいことなんです。ケースごとに窓口にはぼんと来て、面接して、それでああじゃこの人は就労ね、福祉ね、あるいはどっちもね。なかなかそうできるものでもなくて、アセスメント、あるいはコーディネートの仕組みというのは、ちょっときちんと入り口部分でやる必要はあるのかなと。私らなんかは、ちょっと前々からお話ししたように、やっぱり一定期間は必要なんです。さっき笠井委員が言ったように、例えばアウトリーチと言われるような形で、窓口に来れない人については巡回相談員などありますが、一定期間通いながら、関係づくりしていく中で、その人のニードって何なんだと。実は、仕事だ仕事だと言っている方が、もう80、90のおじいちゃんだったりするわけなんです。必ずしも本人の言っている主訴とニードがあっているわけじゃない。それはやっぱりかかわりを通して、アセスメントしていく必要がある。

それと、やはりもう一つは、通所になじまないという方に、具体的に居所、地域での暮らしといったときに何が出てくるのかというときに、まずは一たん入れる収用型施設というよりは、先ほどもお話しありましたけれども、小規模型の入居施設などがあって、一たんそこを受け皿にして、そこに入った中で、その人は何が必要なのか、場合によっては、そこで目に見えない、精神的な調和が出てくる。アルコールの問題が出てくることもある。あるいは、

就労だけでなくうまく行っちゃう人もいます。ですから、我々、居所提供型のアセスメントなんて言っているんですが、一定期間、居を提供することでアセスメントしていく仕組み、あるいは、もう少し、正直今の巡回相談の仕組みというのは、自立支援センターのあっせんが終わっているところがあると思って、これは、もったいないなんて思うんですが、巡回型で、そのアセスメントを一定期間をもってきっちりやっていく。その仕組みをちょっといろいろな形でアプローチを変えながらやっていかないと、例えば窓口だけとなると、もう福祉事務所に来られたらもう生活保護の対象になるというような感じになってしまうだろうし、自立支援センターに行っちゃえば、もう就労というところでしかできなくなっちゃうだろうし、少し、一定期間、導入部分でアセスメントなり、ここでできる関係づくりの場なり、システムなりが整理できればなというような。それも、だからまるっきり新しくつくるというよりは、現に、今、例えば、拠点事業というのがあったり、巡回相談事業というのもあったり、あるいは民間でも笠井委員が言っているような焚き出しがあったり、我々のような個別訪問という形があったり、いろいろな形が現になされているんだと思うんです。それをもう少し連携させていくと言いますか、1からつくるというよりは、先ほど協議会というような話しありましたけれども、それがあれば少しノウハウを共有していけるんじゃないかなという気はしたりもします。

岩田委員長 そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

戸田委員 今、後藤委員がおっしゃったように、私自身もやっぱりアセスメントが非常に大事なんではないか。本当に路上とか何かでお話ししていて、おっしゃるように、就労したいんだって、50歳ぐらい、おっしゃっている方、現実に緊急一時の中でもアセスメントも随分したこともありますけれども、やはりそういう中で、本当に就労には向かない、この人別な課題を抱えているじゃないか。今いろいろ問題になっている発達障害だとか、何か、そういう方面があるんじゃないか、それはちょっとした面接やそこらでできることではないと思います。

そういう意味で、やはり、そういうのはきちんと把握できる、アセスメントできて、その人のこれからの行き場所をどうしていったらいいのか考えられるようなところをつくる必要があるのではないかなということと。あとやっぱり、「とまりぎ」なんかでも話ししていて、今の緊急で1カ月も2カ月も、とにかく仕事も何にもしないているのが嫌だよという方もいらっしやいます。そういう方たちにとって、やっぱり余り長くなくて済んで、それで、

そのままほかの人が仕事、実際に行っているのも見えて、本当に仕事できる人であれば、そういうのも見える場所とかも必要だろうなという思いがあります。

それとあと、「とまりぎ」も今多くてあれですが、結構リピーターも多いし、1回自立支援センターなりに行った人たちが尋ねてきたり、生保になった人たちが尋ねてきて、やっぱり福祉事務所のケースワーカーだとか、そちらの今までいた自立支援センターと決まった役割のあるところの指導員たちとかには話しがなかなかできないような相談、半分愚痴に近いものもあるかもしれないし、近況報告とかできるような場所、というところを求めて「とまりぎ」なんかに来ている者も多いです。

そういう意味で、私は、「とまりぎ」1つだけでは無理なので、そういうものが、さっきおっしゃっていたように地域の中に幾つか分散できる、あるいは、ここがはっきりホームレスの人の相談所だよというような「とまりぎ」なり何なりを中心としたサテライト的なもの、そんなに全機能を持ってなくてもよくて、行って相談し、また改めて何かあったときにそこに相談に行き、そこから福祉事務所につなぐとか、ほかへつなげるとか、そういったものができるようなものが必要なのではないかなというような気がしております。

岩田委員長 はい、どうぞ。

稲葉委員 本当に「とまりぎ」さん、いつも大変だなと思って見ているんですけども、やっぱり拠点事業は前回の委員会で、ここで拠点事業を提案して、それをつくって、非常にだれでもオープンに来られるというところがすごく魅力であり、それだけに大変だと思うんですが、それにたくさんの方来られるんですけども、そこからじゃどうするかという出口がない。施策の面から言うと、だから入り口に当たる施設がやっぱり圧倒的に足りなくて、緊急一時保護センターについても新宿からだとなかなか入れないという状況があって、今度、一体型の自立支援センターをつくって、ちょっと利用期間を短くして回転するというふうにおっしゃっていましたが、本当にそれで新宿は入れるようになるのかなというのが、正直心配なところがあります。恐らく現状では「とまりぎ」で、この方も自立支援システムが適当だということでも、実際入れないという状況が今続いていると思いますので、その入り口の施設をふやしていくことが重要だと思いますし、あと一方で、法外の緊急保護ですね、新大久保寮についても、やっぱり今8床しかないのも、ところてん式に出されていくという状況になっていて、場合によっては、退院後の人が、やっぱり入れなかったり、入れなくて路上になっていたりと、そこでまた路上に戻って重症化してまた入院するとかという事態まで起こっていますので、そういう「とまりぎ」からその次の一番最初のステップです

よね。その最初のステップの宿泊施設という流れをやっぱりスムーズにしていかないで、そこで本当に詰まっちゃっている現状があるかなというふうに思っています。

あと、権限の面でも、やっぱり「とまりぎ」にある程度の権限を、そこから入所をさせるような権限を持たしていく方向がいいんじゃないかなというふうには思っています。

岩田委員長 そのほかいかがでしょうか。

岡部副委員長 極めて基本的な話しなんですけれども、先ほど後藤委員がちょっとおっしゃったことなんですけれどもね、インテークの場面というか、相互の相談があって、そこでアセスメントをして、それから振り分けをするというところで、それで資源配置が不足をしているということはわかるんですけれども、どういう支援が必要なのかというマッチングの問題ですよね。ですから、不足している部分については拡充するという、あるいはそれに替わるようなもので代替的なものを使うということが必要だと思うんですが、もう少し実態で考えるのではなく少し理論的に考えると、例えば、ここで書かれているように、例えば居宅で必要なのか施設で必要なのかというアセスメントは資源制約的に決められているのか、ニードというか必要に応じて決めていいのかといったならば、やはりそのこのところの仕分けが、本来ですと在宅に必要な人はこういう人で、在宅の例えばアパートであるとか、こういうものが必要であると、施設が必要であるというならば、こういう人が施設のほうにご本人の意向は民間のアパートかもしれないけれども施設が適当ですよということの判断をするという。そういうことを行うためには、アセスメントがきちんとしてないといけないと思うんですね。ですから、やっぱりこういう実態から考えると、どうしても資源制約的に考えてしまうので、そういうところからのアプローチで考えたときに、新宿区のホームレス対策はどうかということの、そういうことで整理をしてみてもひとついい意味があるのかななんていうふうに思います。そういう整理の仕方をされているんだと思うんですけれども、ちょっと関係者もいらっしゃるので、ちょっとあれなんですけれども。

例えば、年の初めの、例えば派遣村の関係で行きますと、あれは福祉事務所のほうに在宅で生活をしてくださいという方の希望等を福祉事務所のほうではそれは施設を提供するということで、そこでちょっとコンフリクトがあったかと思うんですよね。そこで、やっぱり必要なのは、施設が必要な方もいらっしゃれば在宅に必要な方もいらっしゃるという、そういうアセスメントがどの程度行われていたのか。私は、在宅が必要な方、民間アパートが必要な方は民間アパートを提供するという手立てをしなければいけませんし、やはり、施設で継続して濃厚なサービスを提供しなきゃいけないという方については、そういうことの段取

りを踏んで、そういうことがホームレスの方々の支援に少し峻別をしていくということが必要なんではないかなというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたけれども申しわけありません。やられているんだっただらば、ちょっと誤解だった……

岩田委員長 多分、問題は、アセスメントしているときの場所なんですよ。施設が在宅かということの前に、例えば生活保護をかけるにしても2週間どこに置いておくかとか、退院したばかりの人をまずどこで一夜を明かさせるかと、その場所がないんです。これは、今に始まった話じゃなくて、90年以前からの新宿の深い深い悩みの、福祉事務所のもう、つまり、安い旅館とか、そういうのがどんどん減っているんですよ。だから、私が思うのは、アセスメントというのは、やればやるほど出てくるところもあって、それから状況が変わってきますから、繰り返し繰り返し支援していく、そういう層というのはいますよね。そういう層に対する、例えば「とまりぎ」や、あるいは後藤さんがおっしゃったようなもっと地域に根ざしたもののアセスメントという話と、差し当たり、最初の段階でどうするかという話がありますよね。それはちょっとやっぱり分けたほうがいいかなと思うんですよ。最初のアセスメントを路上の「とまりぎ」のようなところでやるのか、とりあえずどこか泊めちゃうのかという、そのあたりもあるわけですよ。それで、恐らく緊急一時保護センターの思想というのは、とにかく一遍何カ月か、あるいは何週間かでもどこかへ入って、落ち着いて相談しようという、そして特に健康診断なんかをする時間が必要ですよ。多分、そういう意味の施設というのと、もうちょっと岡部委員がおっしゃったように、長期に施設などで心身を回復しながら、もう1回社会に戻っていくというステップを踏んだほうがいい人と、もういきなりアパートに移しても、むしろそっちのほうがいいんだという場合とがあるというのは、さらにまたもう1段階、後なんだと思うんですね。段階が物すごく混乱しているんですよ。もちろん資源がたくさんあれば、その段階を丁寧にほぐすことができるんですけども、資源が何しろ無いので、それを非常に制約された資源で一気にやろうとするところにやっぱり無理があるんだと思うんです。ですから、最初どうするかという話ですよ。

それから、長期に支援を続けて、そういう意味で繰り返しアセスメントをするという。これ特に戻ってくる層なんかを含めて、その線は張っておかなきゃならないですね。

もう一つは、非常に多分さつき部長がおっしゃったように、初期にむしろ労働中心型でいけるのにそっち側が何もくっついてないので、つまりホームレス対策と今の緊急雇用対策がくっついてないんです。ホームレス概念がとても狭いので、路上しか対応してないから、恐

れのあるというものは緊急雇用対策に多分仕分けされちゃうんだと思うんですけども、緊急雇用対策は基本的に雇用対策というか、労働側の見方なので、解雇か解雇じゃないかとか、そういう理由にこだわるんですよ。それに対して福祉の対応というのは、今どうかという、現実からいってますから、そういう点でも混乱があるんです。だから、私も、ちょっと思うのは、今回、この会議でやるのは、その辺を解きほぐして、どういう形でやったらいいかという図を描いて、新宿以外も、国も、こういうふうやってねというのを出すというのがひとつだと思えます。

それから、資源は、今の岡部委員の話がまさにそうだと思うんですけども、無いならつくしかないところもあるわけです。それから、どんな時代でも、最低これだけは必要というのがありますよね。今の、ともかく家を失うという状況は絶対続きますから、そのときにもかく1週間、あるいは2週間どうするかという話と、その後どうするかという話を切り分けて何床というのは、その両者に、どっちの話なのかというのを整理した上で、必要であれば、やっぱり要望していくしかないと思うんですね。それを、全部新宿区の持ち出しでやるか、それこそ住宅手当をここに充てると、こういうところに入る人にはこの住宅手当をつけてねという形で国に要求していくかというのは、選択肢は幾つかあるかなとは思いますが、それでも。

はい、どうぞ。

岡部副委員長 今、岩田委員長がちょっとおっしゃった、ステージという言い方をしても結構ですし、プロセスの中で緊急的な対応として、以前ですと、上野の一時保護所みたいなところがまずありましたよね。それが今はちょっと分散して幾つかのところに、それが十分かどうかという話で、と、その後のその人たちが施設に入るかどうかという話と、最初から入り口からこの人はもう居宅でいいんじゃないかという人、そういう峻別みたいなもの入り口と、先生がちょっとおっしゃたように、その後の問題というもの。何か絵をかくと、ということだと思えますけれども、先生がおっしゃっているのはですね。

岩田委員長 要するに、この分野に関しては、一時保護機能が消滅しているんです。一時保護判定機能が消滅しているんです。それでそれが各福祉事務所にゆだねられているというのが東京の現状なんです。良いか悪いか、それは非常に難しいんですけども、私はアセスメントというのは、やや懐疑的なところがちょっとあるので、難しいんですけども、いずれにしても無いんです。無くなっちゃったということですね。昔、生活相談一時保護所が持っていたような機能もなくなりました。

岡部副委員長 一時保護所の機能は、福祉事務所のほうに、あそこで判定をするというのを、
ということで……

岩田委員長 だから、特別なものは無くなったので、結果的に福祉事務所がせざるを得なくな
った。福祉事務所が、さっき笠井委員がおっしゃったように、例えば自立支援センターへ
の入り口を別のところからも行っていいというふうにしてあげればよかったんだけど、そ
のとき、やっぱり福祉の第一線機関は福祉事務所だという社会福祉法にこだわったんですよ、
ホームレス自立支援法をつくるときに。それで福祉事務所を、ともかくすべてに介在させた
わけですよ。ところが、地域生活移行支援事業だけは、それをいわばその前後を逆にしたと
いいますか、そういう形で進んだのが私は割合迅速にうまくいった1つの理由だったんじや
ないかと思うんですけれども。つまりあらゆるものを福祉事務所に全部押し込んだからと言
って、人的な資源・能力からいったってそんなうまくいくわけないわけで。ですから、その
あたりも、何しろいろいろなのがもう混乱状態なんですね。

稲葉委員 アセスメントに絡んでやった。あともうひとつ居住環境というのが大きいと思う
んですよね。正直言って、新大久保寮に関しては、あそこだけは入りたくないという人を私
何人も知っているんですよ。なんで、幾ら行政側がアセスメントするからとりあえずそこ
に入っていてよというふうに言っている、いやそこには入りたくないからおれは路上にいる
という人もたくさんいるし、入ってももうちょっとあそこでナンキンムシにやられたりして、
もう嫌だから出ていくということで。結局行政側の論理と、その当事者の気持ちとが全くす
れ違って、結果的に、路上に固定化しちゃっているという問題があると思います。結果
的にアセスメントの結果、あなたは施設のほうが妥当なんじゃないですかということになっ
ても、やっぱり入る施設の居住環境が本人にとって入りたくないようなところであれば、結
局その人は路上に行ってしまうので、やっぱり各施設の居住環境を、例えば後藤委員の
ところでやっているような借り上げ型のアパート、ある程度個室でプライベートを確保した
上で見守りをしていくとか、そういったもののところを増やしたり活用したりしないこと
には、幾らアセスメントと言っても、空理空論になっちゃうのかなというふうに思います。

岩田委員長 はい。

岡部副委員長 ひとつだけ、これは極めて基本的な話で、居住の自由と、こちらのほうの行
政の決定とどういうふうに折り合いをつけるかという話と、あとこれは職業選択の自由と、
また本人の意向とをどう考えるかという、そういうところに行き着くかなというふうに思う
ので、どこまでそういうことを言って制度化するかということになるかと思うんですね。た

だ枠を決めないと、基本的には自由度に任せるということになる、やはり限りがあるということ、そこ難しい、悩ましい問題かなと思っています。

岩田委員長 はい、どうぞ。

後藤委員 今のアセスメントの話なんですが、やはり私もアセスメントのあり方というのをどうやっていくか、それはやっぱり整理をきちんとなしなさいといけないと思うんですね。ひとつは、さっき言いました、アウトリーチ型と言いますか、こちらから出て行って、巡回訪問なり、関係をつくるということもあるんですが、先ほども言いましたように、ちょっと居所提供型のアセスメントというのは、やはり、きちんと今まず無い形で、アセスメントというのは、先ほどありましたように、どんなに有能なソーシャルワーカーであっても、やはり環境によって全く変わってきちゃうんですね。例えば上野一時保護所というお話しありましたけれども、コンクリート建ての何百人入っている施設で、食事も3食出てくる。そういった場所で幾らアセスメントをやれと言っても、もうその人はじゃ地域で何が必要かというのは全く見えてこない。

そういう意味では、今新宿の場合は、多分岡部先生がおっしゃったような、キャパシティとしての施設の活用という言い方をしているんでしょうけれども、例えば冒頭にありました今後、自立援助ホームの設置、借り上げ住宅型とありましたけれども、これはいろいろな可能性がありまして、やはり借り上げ住宅型でいったん入ってみて、そこで初めてやっぱり見えてくるもの、逆にそのステージじゃないとアセスメントできないものってたくさんあるんですね。そこでやっぱり一定期間やってうまくいくという場合もあれば、逆にそこでうまくいかなければ、じゃどんな資源が必要かというときに、実はそこから在宅の資源も、試行的に導入していくこともできたりする。そういう意味では、多分自立支援センターなど、今まで一時保護センターなどでやってきたアセスメントがうまくいかなかったというのは、そこもあるのかなという気はしていて、もう少しアセスメントのステージの整理といいますか、それはやはりしていけないと、やはりどれだけ優秀な職員をつけても見えてこない部分もあるのかなとは思いますが。

加えて言えば、多分これから資源というときに、いっぱいつくらなければならないというときに、この分野の資源はこれ、あの分野の自然はこれとつくり出すと際限なくなるという、予算的にも。そういう意味では、自立援助ホームなどのような借り上げ住宅型、例えば新宿であれば家賃15万円前後の一軒家とか、個室にして4人ぐらい入れる一軒家といたらもう山のようにあいているんですね、今ね。そういうようなところは、例えば居所提供型の

アセスメントとして使えるかもしれないし、そこを拠点としての在宅サービスとのネットワークに使えるかもしれないし、あるいは就労を探すためのステップとしての形で使えるかもしれない。そういう意味では、今あるものをいかに有効に活用していくかというか、やりようはいろいろあるのかなという気がします。

岩田委員長 はい、どうぞ。

笠井委員 アセスに関しての冒頭意見で、やってみなきゃわからないというのは確かにありますよね。やっぱりそのステージ、ステージによってやっぱり変わってくるということであって、それで基本的に最初の導入部はざっくりとやるのが一番だろうと。余りそこで専門性を発揮されても、なかなか本人もつらいでしょうし、それを結果を受けた方々もつらいでしょうから、大体はまずざっくり型でまた就労を中心だとか、そういういろいろな資源にあわせて、それでざっくりやっていくというのが1つの手法なんじゃないかなと思うんですよ。

ただいま委員長も地域生活移行支援事業のお話をされましたけれども、あのときアセスメントをしたのはほとんどもう素人団体です。民間の素人団体がやった。全然社会福祉の勉強もしていないようなNPO団体がやったわけですね。それで、成功したか失敗したかはともかくとして、少なくとも何千人の規模で地域生活をおくれる環境をまずはつくったということでございますので、そういう意味じゃ、その過程の中でのステージ、ステージの専門的な場、アセスメントの必要性というのは当然あるでしょうけれども、そこに至っていくまでのさっきの資源につなげていくためのアセスというのは、そんなに大きな、福祉事務所に行かなくとも、それこそある程度の経験とか実績があればできるようなレベルではなからうかというふうに思いますので。ただ、ここもやっぱり何でもかんでも福祉事務所に集中させるというよりも、そこを拠点相談、巡回相談を含めたところで枠を決めていく、その後に福祉事務所と協議しながらいろいろ処遇に関しては決定していくと、そういうような形のほうがよろしいんじゃないかというふうに思いますし、拠点型でも借り上げ住宅型とか、いろいろな形のそこら辺の整備というのを今後もしていく必要がありますけれども、それに実際問題も資源がなければ資源をいかに合理的に回していくのかという、少ない資源を合理的に回していくのかという課題でありますから、この資源の整理をしていくということと、あと、導入部の整理をしていくと、そこでマッチングさせていくことによって少ない資源がうまく回転していくというところで考えたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

岩田委員長 なかなか資源としての住まいというか、住宅をどういうイメージを持つかということにもよると思うんですけれども、つまり段階的に言うと、ともかく一時的に入ってい

ただ場所とか、そこでいろいろな相談をする場所ということもあれば、多少療養的な側面を持つ、例えば要介護状態とか、そういうようなむしろ高齢者施設や障害者施設等と連動していくような場所というのもあるし、それから普通に生活するアパート生活というイメージももちろんあって、そのアパート生活にみんなが行けるようになれば一番いいわけですけども、単身の主として男性の住宅というのを今後どう考えていくかという問題も含まれてきますよね。しかも高老期にある人たちが中心ですから。それを後藤さんがおっしゃたように、例えば何人かが一緒にそこでグループホーム的なそういうイメージもあるでしょうし、その前はともかく一人一人入れていこうという、それが新宿でどのくらいできるかということにもなると思うんですね。ですから、それが多分資源問題と相談問題がくっついていって、もう一つ、多分もっと背後に、路上から動かない理由としては、施設に入ったからといって、その後の展望が多分はっきりしない。そうしたら今缶拾っていたほうがよっぽど確実であると、当然考えるわけです。ですから、仕事を含めた生活の見通しというのがそっちとくっついてないと、それはやっぱり離れられないでしょうね。3年以上、もしもそこで何とか暮らしちゃっているという自信を持ちちゃったとすればですね。それは、ですからまた別途、信頼してもらえそうなルートをつくっていくなり、本人にはじゃどうしたいかということを構築していくしかなくて、そのあたりはやっぱりNPOやなんかと相当、共同して、何らかの具体的な仕事なり、暮らしなりの地域でのイメージというのをつくっていくないと、ともかくセンターに入りなさいというのではなかなか行かないし、民間の雇用がこれだけ厳しい時代ですから、早々仕事なんかあると思わないと思うんですよ。だから、むしろ今やっている仕事を継続できるとか、いろいろなむしろそういうことのほうが安心感はあるというような感じもしますけれども、そこが一番難しいところですね。だから、もちろんハローワークに行っても済む問題と済まない問題とあるだろうと思うんですね。

ですから、ちょっとなかなか難しいところありますけれども、それでも前よりはともかく何かいろいろなものがいっぱいあるということは事実ですね。みんな資源としては十分ではないけれども、支援団体の成長とか、いろいろな拠点相談とか、巡回とかという、90年代の初めなんて何も無かったわけですから、それに比べればもういろいろあるわけですよね。ですから、そのほうを再整備していって、それをどういうふうに活用して、さらにそこにどうやって付加していくかというようなイメージで整理していくしかないかなというふうなちょっと感じはします。

福祉部長 今の岩田先生のお話しなんですけれども、ですから、働き続けるための環境とし

での住宅ということもありますし、今お話しに出たように、ちょうど「たまゆら」の事件がありまして、23区の区長会でも要望をもう既に出したと思いますけれども、国と東京都に対して、やっぱり共同ケアつき住宅というか支援つき住宅という提案をしているんですね、要望を。新宿も一部そうだったんですけれども、やっぱり区によっては、どうしても都内に生活保護の主に高齢者ですよね。高齢者の中でも特に今お話のあったように、介護が必要な方とか、かなりいるわけですよね。近くにそういう住まいがないもんですから都外、かなり遠隔なところに入っていった。その一つが「たまゆら」だったわけですが、それで火災でああいう大事故になってしまったというようなことがあって、あの状態を少なくとも何とかしなきゃいけないということで今動いています。ですから、生活支援つき住宅という要望をトップに挙げているわけですよね。先ほど、後藤さんもおっしゃっていましたが、多分民間でも空いている宿泊所というか、そういう住宅はあると思うんです。寮の後だったとか。問題は多分生活支援の部分だと思うんですよ、特にね。介護保険なんかは、少なくとも住所があれば介護保険を使える資格はあるわけですから、それは個人として入っていったって、そちらのほうは何とかかなと思いますけれども、ただ、日常的な一般の生活習慣の部分だったり、金銭管理の部分といっても、ほかにもまだ多分皆さんよくおわかりのような部分がたくさんありますので、そういうものをどうしていくのかということになると、多分NPOの方たちの力を借りるとか、そういう話が今後出てくると思うんですよ。どれだけ予算がつくかにもよりますけれどもね。

そんなことで、ぜひ、私どもも、多分それはそれで非常に大事なことだと思っていますから、介護が必要な高齢の、その場合には就労支援のほうはちょっと後の話になってしまうのかもしれないけれども、それはそれで需要のある話ですから、可能性はどうですかね。

後藤委員 それほど難しい話だとは全然思わなくて、多分皆さんがケアつき住宅というときにイメージするのは、介護保険制度内における自立とか、自立支援法におけるものというのをイメージされると思うんですが、さっき言った、ケアつき支援のケアの部分はどうとらえるかで、そこを1つはアセスメント機能をつければ、居所提供をもって、そこからどう進めるかということも見ることもできるし、あとコーディネートという意味であれば、特に、例えば我々の居所提供として一軒家を借りて個室でやっているんですが、具体的に言えば、我々スタッフがケアするわけではないんですね。居所を据えることで介護保険なり、自立支援法なり、さまざまな制度、在宅サービスをフル動員するわけなんです。そうすることで、相当なものができるんですね。その場合、居所提供自体は全然お金はかからないんですよ。

既存の在宅サービスからこぼれ落ちたものをまた居所提供することで結びつける。そうすると、訪問看護師から、ケアマネージャーから、いろいろな在宅の支援が入ってくれますので、ターミナルまで見ることも全く問題ありません。しかも、基本的には、今の在宅、地域で最後はみとるという方針の在宅サービスになっていますので、一軒家でとなると、そんな……この資料を見ると、エリアの問題がちょっと難しいとかになっていますけれども、基本的にはそんなに難しいものはないですし、逆にオールインワンでサービスをそろえようとする、それはもう多分新宿でやるのは無理なんじゃないかなと、センター機能的なものになってしまふ。小規模多機能というときにネットワーク型で在宅サービスをどうつないでいくかの、むしろアセスメントとコーディネート部分をケアとしてつければ、お金はそんなになくとも、既存の資源をつなぐことで十分できる。実際それは感覚としても、今までずっと生活福祉課も随分苦労してそこはやってきているところではあるので、ちょっとモデルをやっぱりつくっていければ、できるんじゃないかなという様に、思います。

岩田委員長 住宅に関しては、結構若い人と一緒に住むようにするとか、若い単身者も住宅困窮者なので、混在型アパートみたいなのをつくるとか、そういうのも結構どこか実験的に行われていたり、だからそれはいきなり区がやるのは無理でしょうから、むしろNPOなんかいろいろなアイデアを募って、コンベみたいな形で、一定の期間補助金を出してやってみるとかいろいろな手はあると思いますね。それで空き家を放置しておくよりはずっと都市政策的にも有効ですし、ホームレスの人たちの中には、何かそういう空き家の補修なんかもどんどんできちゃう人もいっぱいいると思いますから、スコッタリングムーブメントなんていうのはアメリカなんかでやっていますけれども、それをきれいにしちゃうんですよ。そういうのをどんどんですね。何かそういうちょっとおもしろいことをやってみるという手はあるかなと思いますけれども。

笠井委員 そこら辺がいろいろ実験的なものが非常に有意義だというふうに思います。一方では、やっぱりお金の問題ですね、結局ね。経営ができないと、経営ができないとこにはだれも参入してこないということだと思います。やっぱり人に対して手当てをしていくということ的前提にしないと、特に都内では地代が物すごい高いですよ。結局地方のほうにそういう施設はできてしまう。なぜかと言えば地代が安いからということになるんで、そこら辺をどう解消していくのかということところが大きな問題であろうというふうに思います。結局、宿泊料だけで経営できるような状況じゃ今ないですよ、都内だとね。なので、そこら辺をどう手当てしていくのかということところが一番大きな課題じゃないかなと思います。

後藤委員 その辺で言えば全くそのとおりなんですけれども、それも思ったより多分少ない資金でできるというのは、例えば我々で言えば、まあ一般的なイメージで言うともう多分オールインワンのサービスでイメージしちゃうからそうなるわけなんです。さっき、例えばコーディネーターもかなりの専門的な人をつけるみたいにイメージになるとやっぱりそうやってしまう。ただ、逆にステージでやるときにそんな高度な能力は要らないわけなんです。

例えば、我々区内で今15万円前後の一軒家を5軒借りているんですが、知的障害の人もいれば、高齢者の方もいれば、普通に就労待機の人もいれば、何ら問題なく暮らしている。かつ、そのときに有効なのは、在宅資源とスムーズにそこからリンクできますので、コンフリクトは起こらないんです。地域の側からしたら、例えばホームヘルパーが独居の高齢者の方とか独居の精神障害者の方の家を訪問すると言ったら極めて怖いわけなんです。それぐらいなら居所提供という受け皿があって、そこに行くというほうが地域のサービス提供側からしてもかなりリスクは減る。むしろ歓迎されて、お客さんになるという。不動産物件提供会社も、間にワンクッション入ってくればどんどん出すよと。やっぱり現になっているんですね。そういう意味では、そんなに大がかりなものをつけずとも既存のものをどうリンクしていくか、そこで十分可能性というのはあるのかなと思いますね。

笠井委員 訂正させてもらいますが、要するに余りもうけさせると、いろいろな質の悪い業者が入ってくるということ結局ね。そこは微妙なバランスですね。我々、ミッションを持った者ができるような、それで安定してできるようなものをその仕組みを地域ではつくるということでしょうね。

福祉部長 ミッション持っている人なら低賃金でも大丈夫ですか。

笠井委員 大丈夫です。

後藤委員 低賃金というか、どういう役割で置くかということを整理すれば、オールインワンで置くとやっぱり全部をかかわってしまうわけですから。今あるものをつなぐ役割というか、何をケアするのか、何をサービス提供するのか。それを整理すれば、思った以上にそれは低コストでできる。つなぎ役というイメージで。それは拠点事業なんかでも言えることだと思っんです。

岩田委員長 あれですよ、要するにホームレス対策として、何か特殊なものをまたここに積み重ねるのではなくて、地域福祉の中にそれを開放していこうと。そうすれば、ホームレスだけではなくて、独居の高齢者、若い単身者、いろいろな形でつながることができるんじゃないかという、多分発想だと思っんです。これは結構大変だとは思っんですけれども、

やろうと思えば、かえって現実的かもしれませんね。

じゃちょっと時間もあれなので、戸田委員、ごめんなさい。その後矢崎委員、今井委員、奥貫委員の順番でどうぞご発言ください。

戸田委員 今おっしゃっていたのに本当に全面的に賛成で、一戸建ての家なり何なり借りられたらいいと思います。

それで、後藤委員のほうは、もうご自身がきちんと専門性もあり、ミッションもおありで、お金はかからないとおっしゃっていますが、確かに介護保険だとか、自立支援法を使える、そういうもの使わなきゃ、導入しなきゃいけないという人に関してはいいと思うんですが、そうじゃない、ちょっと路上期間があったり、いろいろな意味で就労支援といってもいろいろ支えていかなければいけないものを持っている方たちがきちんと就労をやって、実際にアパートに行くまでの支援、そういう方たちが一番多いんじゃないかと思うんです。そういうのを見ていく場合に、やはりそれなりの本当にただ誰でもいいんだということではなく、きちんとした、ある程度専門性のある人をそこ一軒に一人というのではなく、巡回型でもいいとは思いますが、そういう相談員の配置が必要であろうと思っております。そういう意味では、やっぱりきちんと今の家賃代だけしか出ないというのではなく、きちんと人件費も出してほしいなと思います。

それと、私なんかも新宿の町を歩いていて、この都心のほうで、都営住宅の1階の商店がみんなシャッターがずっと下りていたりだとか、あの辺のホテルも閉まっているところがあったりだとか、病院もというようなのも見ていて、そういうものもうまく利用できたらいいのではないかなと、その宿泊する場所も一軒家だけじゃなくて、例えばそういうところで宿泊と何か通所的なものを一緒にできれば、近所の人たちも使えるようなものという中で、余り反発もされないで何かできるものがやれていったらいいかなというふうに思っております。

岩田委員長 はい。

矢崎委員 民生委員の矢崎です。

皆さんのお話を聞いていて、なるほどなかなか難しいんだなということをつくづく感じたんですけども、私は、1ページの のところの多機能の一時保護センター、自援センターの設置と、それから4番目の大規模公園内にプレハブ住宅の設置というのもちょっと提案させてもらっているんですけども、これも後で皆さんのちょっとご意見を聞きたいと思っているんですけども、大規模公園の中にプレハブ住宅をつくるというのは、そんな簡単じゃないよと思われると思いますけれども、私も地元で廃校の会議に何回か出ているんですが、

結局廃校の場合はもう既に予定とか、目的が決められちゃっているんですよね。なかなか我々が会議に出るときには、基本的にはこういう方針で行きますけれども地元のご意見はどうですかというような提案しか出てこないもんですから、なかなか難しいかなと思って、今公園でしたらあいていますけれども、それもいろいろ行政の中にやっぱり縦割りの問題が多々あると思いますけれども、やっぱりそれはある意味で乗り越えていかないことには何も事は進まないんじゃないかなと思うんです。ですから、先ほど来、皆さんのご意見を聞いてつくづく思ったんですけれども、民間アパートの借り上げも確かに大事だし、一番いいと思いますが、それもすべて併用していけばいいと思うんですけれども、やっぱり一番緊急な人が集まってくるときには、いついかなるときに何十人、何百人集まってくるかわからない。そういう一時的な問題を含めて、公園でしたらスペースもありますし、そう周りの住人にも迷惑はかけないという、またかからないような方策をとらなければいけないと思うんですが、そんなような形で、一番初期の段階というんですか、にそういうところがあれば、そこからいろいろ振り分けていくこともできるんじゃないかな。

プレハブ住宅と言っても、今、これも一つの例なんですけれども、住宅産業が非常に疲弊してしまっていて、現場のプレハブが今山ほど余っているわけですよね。そういうものを利用すれば、かなり財政的には負担が軽くてできるんじゃないかというふうに考えますし、そこが、何カ月も、何年も住まわせるわけではなくて、一時的にとにかく今日、明日泊まる場所が無いんだったら、まずそここのところに住んで、そこで相談員の相談を受けたりして、それぞれ民間に振り分けていくなり、あるいはその人にあつた方向のところに行かせるようにして、そういう施設、中身に関しては、ちょっと私も雑駁でございますけれども、皆さんの一番専門、今までご協力いただいている専門の人たちのご意見を取り入れていけばいいと思いますけれども、そんなことを感じていますので、これも皆さんのご意見を逆に聞きたいと思っています。よろしく願いいたします。

岩田委員長 では、今井委員。

今井委員 私は、まず就労支援については、委員長の、先ほどご意見がございました福祉支援と就労支援の整理と言いますか、システムをきちんと整理する。これ非常に大きな役割になると思うので、これは具体的な方策としてぜひこの機会にご提案をしていただきたいと。特に現場のいろいろな情報を熟知している新宿区の現場の方々というのは、キャリアアップハローワークの方々とは全然違うでしょうし、現実には、キャリアアップハローワークがどこまでこの問題で実績が出しているのかというと、多分私は非常に低いと思います。ですから、

やはり、新宿区として区内部の就労とか、そういうものが具体的にどういうふう提案できるか、これは本当にこの機会にぜひ打ち出していきたいというふうに思っております。

奥貫委員 きょう議論を包括してというか、私の考えていることを今述べさせていただきますが、やはり問題を、本当に命がかかっている、住居がない、そして所持金が1円もないというような方が窓口に来てきたときの、文字通りの緊急保護施設が絶対的に足りないという認識をまず持つべきではないかなというふうに思います。私も、何人が相談をしている方を見ていて、地方から仕事なくしてきて、もう所持金がもうゼロか、もしくは100円ぐらいしかない、とにかく体力をなくして泊まりたいというときに、今窓口が福祉事務所しかないというところも大きな限界だと思うんですけども、福祉事務所に行ったら千代田寮はもう満床ですと、それで終わりというところに私自身は本当に無力感を感じますし、実際、本当に救急車に乗っている方がたらい回しにされていて、ないからじゃ今日も野宿してくださいという現状がありますので、まずは絶対数ということと、あとブロックごとに緊急一時保護施設分けていて、恐らくこの問題はそういう行政の役割分担とか、そういう縁で、とても困難な問題があるとは思いますが、新宿区だと千代田寮、千代田寮は満床で、空きはいつ出るかわからないし、当然予約もとれないし、もうくじ引きみたいなもので、来てくださいねという、そういう状況はまず第一に見直すべきではないかなというふうに考えています。

もう少し区の間ブロック外の施設との連携とか、空きの状況とかというのが確認できないものだろうかということは考えますし、そういうことはやろうと思えば今の資源でもできるのではないかなというふうに思っています。それで、見直した上で、絶対数が足りないということであれば、やはり新しい施設、数を増やしていくということも大事だと思います。それが第1に最も緊急性のある場面での問題だというふうに私は今の経験の中で感じていません。

第2に、それではなくて、継続的な支援という面なんですけれども、先ほど岩田先生がホームレスの中にも20代、30代の若い方、確かに今もう本当に増えてきていますし、あと、生活保護を受ける前のはざまにいる年代の方、それから、本当に介護が必要なような高齢な方というので、そのニーズは違うんですけれども、特に最近私に対応している相談者の方は、若者がとても多くて、特に地方から本当にすると留めるものがなく仕事をなくしてそのまま新宿に出てきてしまうというような方が大変多くて、その方自身も、今まで自分がホームレスになるとは考えていなかったというようなことを言われるぐらい、今はもう特に若年者

の雇用というのがとても劣悪になってきているので、特にこれからも新宿というのがそういう方が集まってくる場になるのではないかというふうに考えています。

ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、この前私が相談に乗った方というのは、6カ月以上東京で野宿をしていて、それまでは日雇いで建設現場で働いていたけれども、やっぱり日銭を稼ぐだけの毎日の生活というのが全く先が見えなくて、心身ともに疲れていて、たまにふと自殺したいなということが頭をよぎるといふふうに言われていて、それは何かとてもよくわかる。先の見えない生活を送っていたらそういう心境になってくるというのはとてもわかるんですね。その方がおっしゃるのは、もう少し人の役に立っているという仕事を長期的にしたいというようなことを言われていて、その方は、特に両親がいなくておばあちゃんに育てられていたので、高齢者のお世話をするようなところで働けたらいいなというようなことを言われていて、一緒にそういうルートがないかというのを探していたら、東京では今、東京チャレンジ介護という制度がありますけれども、その要件の1つの中に東京に6カ月以上住民登録があることという要件があって、ホームレスをしていて今住民票がないという、その方にはそれはすぐに使えることができないという、今さまざまな限界があります。ですので、早く就労してねということだけではなくて、先ほど後藤委員なんかもおっしゃられていましたけれども、最初の丁寧なアセスメントで、その方が本当にその後の人生の中で何を必要とされているのかというのを継続的に支援できるような場、それがサロンであるかもしれないし、もしかしたらグループホームとか居宅の提供という、さまざまなそれは手段があると思うんですけれども、継続的な長期的な支援という意味でそういうものをどういふふうに充実させていくかというのがとても大事なのではないかというふうに感じました。長くなってすみません。

岩田委員長 どうもありがとうございました。

きょうはとても有意義なディスカッションができたと思いますが、また本日の意見を参考に、次回、さらに議論を続けたいと思いますが、今野部長から何かありますか。

福祉部長 今、岩田先生のほうからお話しありましたけれども、きょうは本当、私どもにとっても参考になるようなお話をいろいろ聞かせていただきまして、実はもうちょっと聞きたいなという気がしております。今日限られた時間で、多分発言、もっと言いたかったという部分があると思いますので、ぜひ文面でも何でも次回またおっしゃっていただいても、もう少し掘り下げて整理させていただいて、私どもは行政の立場ですから、できるだけ施策に反映したいと思っております。生活保護だけでなく介護の問題、地域の見守り、今お金

のかかることがいっぱいありまして、だからどれだけ予算がとれるのかというのはこれやってみなきゃわかりませんが、私どもとしても精いっぱいやらせていただきたいなと思っていますので、次回もまたよろしく願いいたします。

岩田委員長 それでは、次回の日程をお願いします。

生活福祉課長 今、部長から申し上げたとおりですけれども、きょうのこの議論をまとめて、次回までには皆さんにお出しし、また活発なご議論をいただきたいなと思います。

次回ですが、8月はちょっとお休みというより私のほうの夏休みの宿題をやらせていただく時間もとって、9月18日の金曜日午前10時から12時、9月18日金曜日午前10時から12時、場所は、ちょっと議会がもう動いちゃっていますので、私どもの第二分庁舎の3階の会議室で午前中に行いますので、よろしく願いしたいと思います。

資料も含めて、後日改めてご通知をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

岩田委員長 それでは、長時間どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

午前11時55分閉会